

家庭科男女共学の理論のために

佐々木 享

名古屋大学・教育学

実であり、教育学も長い間これらを女子教育に特有の教科目とみなしてきました。教育上の男女差別撤廃をめざしたはずの第二次大戦後的新学制においても、これら教科の性格・内容を色濃く継承した家庭科については、長く女子用教科という性格を払拭し切れなかつた。

それは、教育基本法第五条にいう「共学の理念は、女子にのみ料理、裁縫等の科目を排斥する程、男女の本然の違いを無視するものではない」という文部省当局者の見解（内藤善三郎『学校教育法解説』一九四七年）だけでなく、

比較的厳密に「共学」を定義した有倉遼吉の学説（『教育関係法II』一九五八年）さえ女子に付加的に課す教育を例外的に容認するという学界の通説に如実に認められていた。

旧学制下の「裁縫」「家事」、これを引き継いだ「家政」が制度上女子用の教科目とされていたことは確固たる事

* 教育学上の課題としての

家庭科問題

「家庭一般」男女共学運動が始まり、民主主義的性格が強い教育法学の分野で右の通説的見解が否定され、「家庭科女子必修のしくみは、『両性の本質

的平等』の精神に照らして憲法一四一条の『法の下の平等』（平等権）に反するとともに、男女共学の原理に照らして『教育基本法』三条一項の禁ずる『性による教育上の差別』に該当して違法である」という説（堀尾輝久・兼子仁『教育と人権』）が確立したのは一九七〇年代のことであつた。

しかし、これ以後も文部省は、「家庭一般」の女子必修制、家政科、生活科等の専門学科の女子用学科としての性格に固執し、むしろこれを強化していく。

広範な女性の要求が実つて女子差別撤廃条約が批准され、これとの関連で一九八九年の学習指導要領は、近代日本の教育史上初めて家庭科について女子用という制度上の特別な扱いを撤廃した。こうして家庭科教育は、実践上の課題としてもまた教育学においても通常の教科の一つとして扱われ、議論されることになつた。

しかし、家庭科教育が長く背負つて

きた歴史は重い。また雇用上の男女差別が残されるなど、性的役割分業は意識としても実態としてもなお強固に残存している。

こうしたなかで、女子用教科の性格を払拭して、教育学においても実際的にも家庭科を通常の教科としていくことは、一片の法令等で一朝一夕にできることではなく、むしろ、今日なお古くて新しい重要な課題として存在している。

家庭科の男女共学を主張することと、その理論的基礎を解明することと同じではない。主張するのみで理論を軽視することは、たんに理論的基礎を脆弱化させることである。家庭科を普通教育に関する論争的な問題とも多い。

すべての人が共通に学ぶべき教育、教育を普通教育と呼ぶ。日本国憲法第二六条に謳われているように、普通教育の制度化は現代の国民教育における最も重要な課題の一つである。

同時に、現代の教育と教育学においては、実施の方策、その範囲など普通教育に関する論争的な問題も多い。

しかし、特定の教科あるいは学科についての性別履修指定制は普通教育としては認められない、という点で現代の教育学に異論はなくなった。

第二次大戦後、新学制発足にあたって、占領軍当局者が家庭科を普通教育の教科たらしめようとするのに対し、むしろ日本側の関係者が女子用教科の性格に固執したことはよく知られていることもそれである。

学校教育法は各学校の目的を初等普通教育（小学校）、中等普通教育（中学校）、高等普通教育及び専門教育（高校）と定め、普通教育を三段区分しているのに、高校の普通教育は今日なお

して若干の論点を分析してみよう。

義務教育化されていないという問題もある。

また、現代の日本では、三〇年近く

前からほとんどすべての中学校で外国语を履修させているのに、中学校の外

国語は今日なお必修とされてはいないなど、普通教育の範囲についても議論は多い。

しかし、特定の教科あるいは学科についての性別履修指定制は普通教育と

しては認められない、という点で現代の教育学に異論はなくなった。

第二次大戦後、新学制発足にあたつて、占領軍当局者が家庭科を普通教育

の教科たらしめようとするのに対し、むしろ日本側の関係者が女子用教科の性格に固執したことはよく知られている（朴木佳緒留「アメリカ側より見た家庭科の成立過程（一）—（四）」『日本家庭科教育学会誌』第三〇巻第三・四号、一九八七年）。

しかし、家庭科の中で小学校のそれ

だけは、一九五〇年代まで若干の曲折を経たものの、最も早くから男女に必修の普通教育の教科として定着した。

発足当初の中学校の家庭科は、必修教科たる職業科の一科目とされ、女子の大部分が学ばせられたとはいえたが、実際に学ばせる学校も少なくなかったから、厳密な意味では女子専用教科ではなかった。職業・家庭科の時代には、これを実質的な統合教科として普通教育たらしめようとする海後宗臣らの努力もあつた（『技術教育学研究』第六号の拙稿を参照）。

しかし一九五八年に誕生した技術・家庭科では、内容が截然と「男子向き」「女子向き」に区分され、その後小手先の改訂があつたといえ、技術科、家庭科とともに普通教育としての実質を失つた。

一九八九年の中学校学習指導要領は、「共学をはばむ最後の砦」（日教組編『中学校教科書白書』——一九九〇年版

教科書の分析と批判』一九八九年）といわれた被服をふくむ全学習領域の性別履修指定制を全廃した。これにより

技術・家庭科には普通教育の教科となる可能性が生まれた。この可能性を現

実のものとすることが今日の課題である。たとえば、選択制の領域につき男子には金属加工、女子には被服などと教育現場が性別に履修指定することは、普通教育の理念に反するものである。

高等女学校の「裁縫」「家事」（一九四三年以降は「家庭」）を継承した新

学制下の高校の家庭科は、普通教育科目としての「家庭一般」（一九六二年までは「一般家庭」と、家政科や生活科（一九六二年までは農村家庭課程）などの専門学科として存在してきた。

前者は、当初、外国语などと同様に、男女に開かれた選択制の科目とされた。しかし、これを履修する女生徒の減少に危機感をもつた関係者の執拗な要求を背景に、文部省は性別役割分業の固

定化をめざして「家庭一般」女子必修制を打ち出した。これによつて、「家庭一般」は女子専用科目となり、普通教育としての性格を完全に失うに至つた。

広範な女性の要求で女子差別撤廃条約が批准されたことに伴い、「家庭一般」女子必修制は撤廃され、男女ともに「生活一般」「生活技術」をくわえた三科目中から一科目を選択履修させることとされた。

ただしこの「家庭一般」は、その科目名だけでなく「家庭経営の立場から」という女子専用科目時代の性格（朴木東純子編『二一世紀のライフスタイル』一九九一年）をもそのまま継承していることには留意する必要がある。男子に「生活技術」（又は「生活一般」）、女子に「家庭一般」という性別履修指定を許さないだけでなく、「家庭一般」につき学習指導要領が提示する女子用

科目的な性格を厳密に批判して、これを形式的にも実質的にも普通教育科目たらしめる努力がもとめられているわけである。

*学科家庭科や生活科を

男女に開かれた学科へ

高校では、家庭科教育は専門学科としても存在していることには性別に留意する必要がある。家政科に代表される「家庭に関する学科」（学科家庭科と略称する）と、「家庭」に関する科目がその専門科目の半ばを占める生活科とが、女子用学科たることはまぎれもない事実である。公立高校のこれら学科の女子占有率が極端に高い（一九九〇年には両者ともに九九・三%）といふだけではない。『高等学校学習指導要領解説 総則編』（一九六二年）は、「生活科や家庭に関する学科」は「主として女子を対象」としていると規定してきた。したがって、今日なお

宮城、群馬、栃木、富山などの諸県が家政科をすべて女子のみと指定し、いづら多くの県が生活科を女子のみと指定し、これら学科を公的に女子専用学科としているのもあながち不思議ではない。

念のためいえば、学科家庭科と生活科在籍者の大部分が女子であること、商業科に女子が多いこと（一九九〇年の公立高校商業科の女子は七一%）とは意味が違う。前者が女子に占有されているのは、それが女子用として創設されたことに由来しているからである。学科家庭科のうち、調理師免許取得可能な学科、換言すれば、女子用学科ではなく職業学科としての色彩の強い学科に例外的に男子が多いことは、右の事情を反面から裏書きしている。

女子用学科としての学科家庭科や生活科の広範な存在、とりわけ公立高校がこれら学科を女子専用と指定するような事態を放置しながら「拙稿『高校

における男女共学の現状と家庭科』『名古屋大学教育学部紀要』第三八巻参照）、家庭科は男女に開かれていると強弁することは困難である。少なくとも首尾一貫しないというそしりをまぬかれない。

この点で、教育界と教育学界の一部には、女子用教科として百年の歴史をもつ家庭科は女子用教科の性格を払拭できるのか、首尾一貫した普通の教科たり得るのかについて、根強い疑念が残っている。「女性が、あるいは家庭教師が残したいといふなら、放置しておけばよい」などという一部男性の声の存在を容認してはいけない。

専門学科としての存在をふくむ家庭科の全存在様式を厳しく聞いただし、家庭科を形式的にも実質的にも首尾一貫した普通教育の教科、男女に開かれた教科とすることがもとめられていることを、関係者は銘記する必要があるようにおもう。